

中央教育審議会（第 1 期～第 3 期） の成果について

・ 基本問題部会関係	1
・ 教育制度分科会関係	2
・ 生涯学習分科会関係	3
・ 初等中等教育分科会関係	5
・ 大学分科会関係	9
・ スポーツ・青少年分科会関係	13
・ 資料	15

基本問題部会

(1) 答申等の状況について

時期	答申	答申を受けた対応	現状・備考
平成15年3月	新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について（答申） 教育の基本にさかのぼった改革を推進していくため、新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について、論点ごとに見直しの方向を示し、教育振興基本計画の在り方について、計画の骨子となる基本的な考え方などについて提言。	○教育基本法案を国会提出、可決・成立（平成18年12月15日） ○教育基本法（平成18年法律第120号）の公布・施行（平成18年12月22日）	基本的な内容は本資料の15ページに記載

教育制度分科会

(1) 答申等の状況について

時期	答申	答申を受けた対応	現状・備考
平成14年2月	新しい時代における教養教育の在り方について(答申) 個人の生涯を、①幼児期からおおむね12,13歳ごろまでの「幼・少年期」、②14,15歳頃から社会的活動を始めるころまでの「青年期」、③社会人となって以降の「成人期」の三つの段階に分けて、それぞれの段階における教養教育の在り方について、主要な課題と今後求められる具体的な方策を提示した。	具体的な取組事項については、初等中等教育分科会、大学分科会、生涯学習分科会、スポーツ・青少年分科会において、引き続き審議を行い、各種答申等に盛り込まれている。	
平成16年8月	大学入学資格検定の見直しについて(答申) 大学入学資格付与の機能を維持すること、より広く活用される試験にすること及び就職等においても活用されるように社会的通用性を高めることの3点を基本的な考え方として、「高等学校卒業程度認定試験」の実施及び社会的認知度を高めるための方策等を提言。	○高等学校卒業程度認定試験の創設(平成17年1月) 【主な改正内容】 ・受験科目の精選 ・全日制高校在學生にも受験機会を拡大 ○「高等学校卒業程度認定試験(高卒認定)」に関する調査の実施(18年2月。地方自治体及び企業対象)	○平成18年度実施状況 ・出願者数 2万9,619人 (16年度大検時より4,659人増) ・出願者の約1割が全日制在学

生涯学習分科会

(1) 答申等の状況について

時期	答申	答申を受けた対応	現状・備考
平成14年7月	青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について（答申） 奉仕活動・体験活動の推進について、その意義・必要性を整理するとともに、初等中等教育段階の青少年及び18歳以降の個人についての奉仕活動・体験活動の具体的な推進方策、社会的仕組みの整備、社会的気運の醸成について提言。	○地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業（14年度～16年度） ○地域ボランティア活動推進事業（17年度～） ○ボランティア活動広報啓発普及事業（17年度～）	○体験活動ボランティア活動支援センターの設置数：45都道府県、1,236市町村（16年度） ○事業実績：475地域（17年度）
平成16年3月	今後の生涯学習の振興方策について（審議経過報告） 当面重点を置いて取り組むべき分野として以下を提示。 ①職業能力の向上 ②家庭教育への支援 ③地域の教育力の向上 ④健康対策等高齢者への対応 ⑤地域課題の解決	○地域子ども教室推進事業（16年度～） ○家庭教育支援総合推進事業（16年度～） ○ITを活用した次世代型家庭教育支援手法開発事業（17年～） ○専修学校を活用した若者の自立・挑戦支援事業（16年度～） ○専修学校を活用した職業教育の啓発推進（17年度～）	○実施箇所数：7,954か所（17年度） ○委託件数：1,539件、サポーターリーダー委託数：1,325人、子育て講座数：20,257講座（17年度） ○事業実績：14都道府県（17年度） ○事業実績：62件 ○事業実績：46件

平成19年1月	新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について (中間報告案) 生涯学習の振興の上での基本的な方向として、 ○「個人の要望」と「社会の要請」のバランスを確保する ○「生きがい・教養」だけでなく「職業的知識・技術」の習得を強化する ○知識・技能や知恵の「継承」と、それらを生かした新たな「創造」により、社会の発展を目指すことを提言。 また、具体的方策として、 ○国民の学習活動を促進する具体的方策 ○家庭の教育力向上のための具体的方策 ○地域の教育力の向上のための具体的方策 ○地域社会全体で学習活動を支援する具体的方策 を提言するとともに、国・地方公共団体・民間団体等の今後の役割について提言。	19年度予算案に下記の事業等を計上 ○放課後子どもプラン（放課後子ども教室推進事業） ○「学びあい、支え合い」地域活性化推進事業 ○学校支援を通じた地域の連帯感形成のための特別研究 ○再チャレンジのための学習支援システムの構築 ○専修学校を活用した再チャレンジ支援推進事業 ○専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン ○団塊世代等社会参加促進のための調査研究（教育サポーター制度の創設）	
----------------	--	---	--

初等中等教育分科会関係

(1) 答申等の状況について

時期	答申	答申を受けた対応	現状・備考
平成14年2月	今後の教員免許制度の在り方について(答申) 今後の教員免許制度の在り方について、小学校等における専科指導の拡充、現職教員の隣接校種免許状の取得の促進、教員免許状の失効及び取上げ事由の強化、10年経験者研修の創設、特別免許状の授与要件の緩和及び有効期限の撤廃等について提言	○専科担任制度の拡充(14年7月) ○隣接校種免許状の取得を促進する制度の創設(14年7月) ○特別免許状の授与要件の見直し等(14年7月) ○免許状の失効及び取上げに係る措置の強化(15年1月) ○10年経験者研修の実施(15年4月)	○5218件(14.7～16.3) ○990件(16年度) ○6件(14年度)、47件(15年度)、49件(16年度) ○失効：173件 取上げ：3件(16年度) ○合計48,657人が参加(18年2月現在)
平成15年10月	初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について(答申) 子どもたちに求められる学力についての基本的な考え方などを踏まえ、新学習指導要領のねらいの一層の実現を図る観点から、具体的な課題や改善方策などを提言	○学習指導要領に示されている指導内容等に加え、児童生徒の実態を踏まえ、学習指導要領に示していない内容を指導できることを明確化すること等、学習指導要領の一部改正(15年12月)	
平成16年3月	今後の学校の管理運営の在り方について(答申) 学校の管理運営の在り方をより柔軟で弾力的なものとする観点から、地域が運営に参画する新し	○学校運営協議会制度の創設(16年9月)	○124校で学校運営協議会を設置(18年12月現在)

	いタイプの公立学校運営の在り方及び公立学校の管理運営の包括的な委託の在り方などについての基本的な考え方を提言		
平成17年1月	子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について(答申) 近年の子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、これからの幼児教育の在り方について幅広い観点から検討し、家庭・地域社会・幼稚園等施設の連携による総合的な幼児教育の推進の必要性や幼児教育の充実のための課題などについて提言	○認定こども園制度の創設(18年10月) ○幼児教育振興アクションプログラムの策定(18年10月)	○45都道府県において、認定こども園の認定基準に関する条例が策定済み(19年1月現在)
平成17年10月	新しい時代の義務教育を創造する(答申) ※義務教育特別部会 ○国庫負担制度は、教職員給与費の優れた保障方法であり、今後も維持されるべきと提言 ○市町村費負担教職員任用事業の全国化により、市町村独自の教職員の任用を可能とすることを提言 ○教頭の資格要件の緩和 ○優れた教師の顕彰 ○学校評価システムの構	○義務教育費国庫負担制度を堅持(18年4月) ○市町村費負担教職員任用事業の全国化(18年4月) ○民間人教頭制度の導入(18年4月) ○優秀教員の大員表彰の実施(19年2月実施予定) ○義務教育諸学校における	○2,190人(18年5月現在) ○民間人校長については、12年4月から実施。102名任用(18年4月現在) ○都道府県・政

	策 ・学校評価ガイドラインの策定 ・第三者機関による全国的な外部評価の仕組み等の方策の検討 ○学習到達度・理解度の把握のための全国的な学力調査の実施 ○教育委員会の設置の在り方 ○市区町村への教職員人事権の移譲	学校評価ガイドラインの策定（18年3月） ○全国学力・学習状況調査を実施（19年4月実施予定） ○都道府県及び市町村教育委員会関係者と協議中	令指定都市の教育委員会に委託して実践研究を実施 →全国124校の公立小中学校において第三者評価の試行事業を実施
平成17年12月	特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申） 幼児児童生徒の障害の重度・重複化に対応するため、盲・聾・養護学校を、複数の障害種別に対応することのできる特別支援学校制度に転換すること、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）を新たに通級による指導の対象とすることを提言	○特別支援学校制度への転換（19年4月法律施行予定） ○小中学校等に特別支援教育の推進の根拠規定を追加（19年4月法律施行予定） ○通級による指導の対象にLD、ADHDを新たに追加（18年4月）	○約3,000人のLD及びADHDの児童生徒が通級による指導を受けている（18年5月現在）
平成18年7月	今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申） 教員が広く国民や社会から尊敬と信頼を得られる存在となるための具体的方策として、①教職課程の質的水準の向上、②教職大学院制度の創設、	○教職課程の改善・充実や教員免許更新制の導入に向けた制度の見直しについて検討中 ○専門職大学院設置基準等を改正予定（19年1月）	○平成20年4月以降、教職大学院が設置される見込み

	③教員免許更新制の導入等について提言		
--	--------------------	--	--

(2) 検討状況について

	検討課題	検討状況	備考
	初等中等教育分科会 ○各学校種の目標について ○義務教育を中心とする学校種間の連携・接続の在り方について	○17年の中央教育審議会答申「新しい義務教育を創造する」で検討課題とされた、義務教育の目標や、学校種間の連携・接続等について審議中。	
	教育課程部会 ○学習指導要領全体の見直しについて ・教育内容の改善 ・教育課程の枠組みの改善 ・学校教育の質の保証のためのシステムの構築 等	○17年4月から学習指導要領全体の見直しについて審議を行い、18年2月には見直しの基本的方向性に関して「審議経過報告」をとりまとめたところ。今後、更に検討を深め、学習指導要領の改訂を行う予定。	
	教職員給与の在り方に関するワーキンググループ ○教員の校務と学校の組織運営体制の見直しについて ○メリハリある教員給与の在り方について ○勤務時間の弾力化について	○行政改革推進法や骨太の方針2006等を踏まえ、公立学校の教職員の給与の在り方等について審議中。平成18年度中に答申をまとめる予定。	

大学分科会

(1) 答申等の状況について

時期	答申	答申を受けた対応	現状・備考
平成14年2月	大学等における社会人受け入れの推進方策等について(答申) 近年、ニーズが増大している大学等における社会人の学習需要に対応するため、長期履修学生制度、専門大学院1年制コース、通信制博士課程の制度化等について提言。	○長期履修学生制度の導入(14年3月) ○専門大学院1年制コースの制度化(14年5月) ○通信制博士課程の制度化(14年3月)	○16年度 学部:650校, 15,439人 大学院:444校, 3,482人 ○専門大学院は専門職大学院に発展的移行(15年4月～) ○私立:8大学(9研究科10専攻)で設置(19年度開設予定を含む)
平成14年8月	大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について(答申) 国による事前規制を最小限のものとし、事後チェック体制を整備するとの観点から、大学の設置認可の緩和や第三者評価制度の導入等による、教育研究の質を保証するシステムの構築について提言。	○学部・学科等の設置認可の対象を限定し、届出制を導入(15年4月) ○大学設置の抑制方針を撤廃(15年4月) ○新たな第三者評価制度を導入(16年4月) ○法令違反状態の大学に対する是正措置制度を導入(15年4月)	○18年度開設482件中356件が届出による設置 ○医師、歯科医師、獣医師、船舶職員の養成に係る学部については、抑制を継続 ○すべての国公立大学(約1,200大学)が、定期的に認証評価機関による評価を受け、改善に反映(17年度末までに、117大学について実施) ○1件に対して改善勧告(19年1月)
平成14年8月	大学院における高度専門職	○専門職大学院設置基	○149校(19年度開設

月	業人養成について(答申) 大学院における高度専門職業人養成を一層促進するため、実践的な教育を行う専門職大学院制度の創設について提言。	準の制定，専門職大学院の開設(15年4月)	予定を含む〔うち法科大学院74校〕)
平成14年8月	法科大学院の設置基準等について(答申) 司法制度改革・大学改革を受け、新たな法曹養成制度の中核としての法科大学院の実現のため、制度設計に直接かかわる設置基準，学位，入学者選抜等について提言。	○専門職大学院設置基準の制定(15年4月)，法科大学院の開設(16年4月)	○74校(19年度開設予定を含む)
平成15年12月	新たな留学生政策の展開について(答申) 昭和58年に策定された「留学生受入れ10万人計画」の目標が達成される見込みとなったことや、留学生の急増に伴う留学生の質への懸念などを背景に、留学生交流の拡大と質の向上を目指した新たな留学生政策の基本的方向や具体的な施策等について提言。	○日本学生支援機構設立(16年4月)等，留学生や大学等に対する支援体制の強化 ○日本学生支援機構の国際交流会館など公的留学生宿舎において外国人留学生と日本人学生との交流を推進 ○適切な入学者選抜，在籍管理の徹底など留学生の質の確保に留意した指導を実施	○約11万8千人の外国人留学生を受入れ(うち国費外国人留学生9,869人)(18年5月現在)
平成16年2月	薬学教育の改善・充実について(答申) 医薬分業の進展，医療技術の高度化などを背景	○薬剤師養成のための学部について，修業年限を4年から6年に延長(18年4月)	○6年制薬学部の設置状況:72校(19年度予定を含む)

	に、今後、薬剤師にはより高い資質が求められていることから、大学における薬剤師養成のための薬学教育の修業年限の延長等について提言。		
平成17年1月	我が国の高等教育の将来像(答申) 中長期的(平成17年以降、平成27年～平成32年頃まで)に想定される我が国の高等教育の将来像と、その内容の実現に向けて取り組むべき施策について提言。	○教員分野に係る大学設置等の抑制方針を撤廃(17年4月) ○高等専門学校の単位の計算方法の見直し(17年9月) ○4年制専門学校の修了者に対する大学院入学資格の付与(17年9月) ○短期大学卒業者への学位授与(17年10月) ○大学の教員組織の整備(准教授、助教の新設等)、講座制度の撤廃等(19年4月) ○いわゆる医師不足県等における医学部の期間を付した定員増の容認(20年度からの最大10年間)	○教員分野に係る大学・学部等の設置又は収容定員増 18年度：7大学 19年度：3大学 ○新たな単位計算方法を導入した高専(一部学科を含む)35校(全高専64校)(18年度) ○指定された専修学校の専門課程(4年制)は227件(19年1月現在) ○各大学において学内規程の整備等の準備中 ○青森、岩手、秋田、山形、福島、新潟、山梨、長野、岐阜、三重の10県に所在する大学と自治医科大学
平成17年9月	新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－(答申) 国際的な水準での大学院の教育研究機能のさらなる強化の必要性について	○「大学院教育振興施策要綱」の策定(18年3月)	①世界最高水準の卓越した教育研究拠点形成と大学院教育の抜本的強化(19年度予定額:425億円) ・グローバルCOEプログラム

	て、教育の課程の組織的展開の強化による「大学院教育の実質化」と大学院評価の確立や世界的な教育研究拠点の形成支援等を通じた「国際的な通用性、信頼性の向上」について提言。	・大学院教育改革支援プログラム ・21世紀COEプログラム ・「魅力ある大学院教育」イニシアティブ ②大学院の課程における人材養成目的の明示、FDの義務化、成績評価基準の明示等（19年4月）
--	---	---

（２）検討状況について

	検討課題	検討状況	備考
	大学分科会 ○総括的事項の審議や各部会等の審議の集約	○大学の競争力の強化と国際展開をめぐる諸課題について討議。今後、各部会等と連携をとりつつ引き続き審議予定。	
	制度部会 ○教育の質保証の在り方等について	○大学設置基準等の見直し、認証評価制度の確立、大学教員の教育力の向上等の方策について審議中。今後更に審議予定。	
	大学教育部会 ○学士課程教育の在り方について	○学士課程（学部）について、養成する資質・能力、教育内容・方法、高等学校との接続の改善方策などについて審議中。今後更に審議予定。	
	大学院部会 ○大学院教育の在り方について	○17年9月に「新時代の大学院教育（答申）」をとりまとめ、フォローアップを実施。専門職大学院の在り方に関する審議に着手。今後更に審議予定。	

※その他に、「評価機関の認証に関する審査委員会」、「法科大学院特別委員会」において、それぞれ評価機関の認証等について審議

スポーツ・青少年分科会

(1) 答申等の状況について

時期	答申	答申を受けた対応	現状・備考
平成14年9月	子どもの体力向上のための総合的な方策について（答申） 子どもの体力の低下傾向の現状と原因を分析し、体力向上のために、子どもがより一層体を動かすことにより運動に親しむようになるとともに、望ましい生活習慣を確立するための総合的な方策について提言。	○複数校合同運動部活動の取組や運動部活動への外部指導者の活用の推進（15年度～） ○体力向上キャンペーンの展開（15年度～）	○複数校合同運動部数：公立中・高等学校で1,458部（17年度） 外部指導者数：公立中・高等学校で34,430人（17年度）
平成16年1月	食に関する指導体制の整備について（答申） 学校・家庭・地域社会の密接な連携の下で食に関する指導が進められ、子どもが望ましい食習慣を身に付けられるよう、栄養教諭制度創設を柱とする食に関する指導体制の整備方策について提言。	○栄養教諭制度の創設（17年4月）	○25道府県で358名が配置（18年度）
平成16年9月	平成18年4月からの次期委託契約に向けたスポーツ振興くじの改善方策について（報告） スポーツ振興くじの実施方法の改善方策等につ	○第2期実施体制による販売開始（18年）	

	いて提言。		
平成18年 7月	スポーツ振興基本計画の見直しの方向性について」(決定) 従来の基本計画に記載されている施策に引き続き積極的に取り組んでいくことを基本としつつ、子どもの体力の向上を新たに政策課題の柱とするなど、これまでの進捗状況等を踏まえ、後半5年間分の計画として改定することを提言。	○「スポーツ振興基本計画」の改定(18年9月21日告示) 【政策目標】 ・「子どもの体力の向上(子どもの体力低下に歯止めをかける)」 ・「生涯スポーツ社会の実現(成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%にする)」 ・「国際競技力の向上(オリンピックにおけるメダル獲得率を3.5%にする)」	○成人の週1回以上のスポーツ実施率: 44.4%(18年) オリンピックにおけるメダル獲得率: 3.22%(アテネ、トリノの合計)
平成19年 1月	次代を担う自立した青少年の育成に向けて(答申案) 青少年の自立への意欲をはぐくみ、心と体の相伴った成長を促すための具体的方策について、家庭における生活・運動習慣の確立や多様な体験の場や機会の提供、携帯電話をめぐる問題の対応などに大人社会全体で対応すべきことを提言。		

教育基本法の改正の概要

改正後	改正前
第一条（教育の目的） 「教育の目的」を引き続き規定。	第一条（教育の目的） 「教育の目的」として「人格の完成」「国民の育成」等を規定。
第二条（教育の目標） 「教育の目標」として「教育の目的」を実現するために今日重要と考えられる事柄を5つに整理して規定。	第二条（教育の方針） 学問の自由の尊重や実際生活に即することなど「教育の目的」を実現するために留意すべき事柄について規定。
第三条（生涯学習の理念） 生涯学習社会の実現が図られるべきことを新たに規定。	（新設）
第四条（教育の機会均等） 改正前の内容に加え、国・地方公共団体による障害者への教育上の支援を規定。	第三条（教育の機会均等） 教育における差別の禁止、国・地方公共団体による奨学について規定。
第五条（義務教育） 改正前の内容に加え、義務教育の目的、義務教育の実施についての国と地方公共団体の責務を規定。義務教育の年限は、他法に委ねることとして規定せず。	第四条（義務教育） 子に9年の普通教育を受けさせる保護者の義務と義務教育の無償について規定。
（教育の目標として「男女の平等」等を規定。男女共学については、その趣旨の定着を踏まえ規定せず。）	第五条（男女共学） 男女の敬重と男女共学について規定。
第六条（学校教育） 改正前の内容に加え、学校教育の役割、学校における規律や学習意欲の重視を規定。	第六条（学校教育） 学校の設置者について規定。
第七条（大学） 教育・研究・社会貢献という大学の役割や、自主性・自律性などの大学の特性が尊重されるべきことを新たに規定。	（新設）
第八条（私立学校） 国・地方公共団体が私立学校の自主性を尊重しつつ、私学助成などの振興に努めるべきことを新たに規定。	（新設）
第九条（教員） 改正前の内容に加え、教員が研修と修養に励むべきこと、養成と研修の充実が図られるべきことを新たに規定し、条として新設。	第六条（学校教育）（再掲） 教員が、使命を自覚し、職責の遂行に努めるべきこと、教員の身分の尊重と待遇の適正について規定。

改正後	改正前
第十条（家庭教育） 子の教育についての保護者の第一義的責任、国・地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことを新たに規定。	（新設）
第十一条（幼児期の教育） 国・地方公共団体が幼児期の教育の振興に努めるべきことを新たに規定。	（新設）
第十二条（社会教育） 改正前の内容を引き続き規定。	第七条（社会教育） 社会教育が、国・地方公共団体により奨励されるべきことなどを規定。
第十三条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力） 学校、家庭、地域住民などが、役割と責任を自覚し、相互に連携協力を努めるべきことを新たに規定。	（新設）
第十四条（政治教育） 改正前の内容を引き続き規定。	第八条（政治教育） 政治的教養が教育上尊重されるべきこと、党派的政治教育その他政治的活動を行ってはならないことを規定。
第十五条（宗教教育） 改正前の内容に加え、「宗教に関する一般的な教養」が教育上尊重されるべきことを新たに規定。	第九条（宗教教育） 宗教に関する寛容の態度や社会生活における地位が教育上尊重されるべきこと、国公立学校では特定の宗教のための宗教教育などを行ってはならないことを規定。
第十六条（教育行政） 教育が、不当な支配に服してはならないことを引き続き規定するとともに、法律の定めるところにより行われるべきことを規定。また、国・地方公共団体の役割分担や必要な財政措置を講ずべきことを新たに規定。	第十条（教育行政） 教育は、不当な支配に服してはならず、教育行政は、必要な諸条件の整備確立を目標として行われるべきことを規定。
第十七条（教育振興基本計画） 国は教育に係る基本計画を定めるべきこと、地方公共団体は定めるよう努めるべきことについて新たに規定。	（新設）
第十八条（法令の制定） 改正前の内容を引き続き規定。	第十一条（補則） この法律の諸条項を実施するため、必要な法令を制定することについて規定。

学校週5日制について

1 趣旨

子どもたちの家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間を増やし、「ゆとり」の中で、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子どもたちに社会体験や自然体験など様々な活動を経験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」をはぐくむもの。

2 諸外国の状況

アメリカ、イギリス、フィンランドの欧米諸国や中国、マレーシア、シンガポールのアジア諸国などほとんどの国で学校週5日制が主流。

3 実施に至る経緯

- 昭和48年11月 教育課程審議会諮問「週休2日制との関連にも留意」
- 昭和61年 4月 臨時教育審議会（第2次答申）において提言
- 平成 2年 4月 調査研究協力校（68校）における学校週5日制の
試行開始
- 平成 4年 9月 月1回の学校週5日制実施
- 平成 7年 4月 月2回の学校週5日制実施
- 平成14年 4月 完全学校週5日制実施

4 関係規定

○学校教育法施行規則（抄）

第四十七条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日の関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

学習指導要領の変遷

昭和
33～35
年改訂

教育課程の基準としての性格の明確化

(道徳の時間の新設、基礎学力の充実、科学技術教育の向上等)
(系統的な学習を重視)

(実施)

小学校:昭和36年度、中学校:昭和37年度、高等学校:昭和38年度(学年進行)

昭和
43～45
年改訂

教育内容の一層の向上(「教育内容の現代化」)

(時代の進展に対応した教育内容の導入)
(算数における集合の導入等)

(実施)

小学校:昭和46年度、中学校:昭和47年度、高等学校:昭和48年度(学年進行)

昭和
52～53
年改訂

ゆとりある充実した学校生活の実現＝学習負担の適正化 (各教科等の目標・内容を中核的事項にしぼる)

(実施)

小学校:昭和55年度、中学校:昭和56年度、高等学校:昭和57年度(学年進行)

平成
元年
改訂

社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成 (生活科の新設、道徳教育の充実)

(実施)

小学校:平成4年度、中学校:平成5年度、高等学校:平成6年度(学年進行)

平成
10～11
年改訂

基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考 える力などの[生きる力]の育成 (教育内容の厳選、「総合的な学習の時間」の新設)

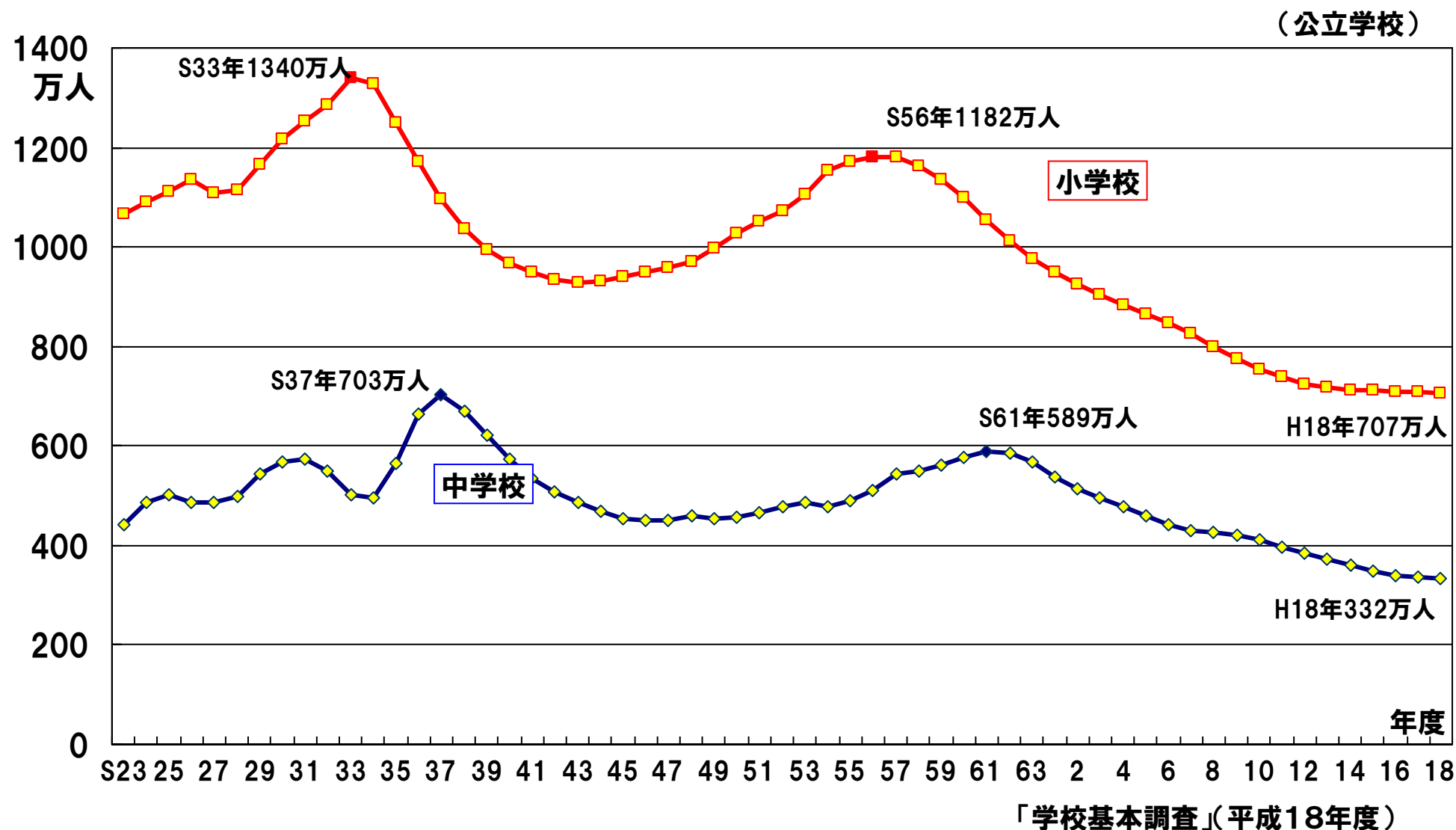
(実施)

小学校:平成14年度、中学校:平成14年度、高等学校:平成15年度(学年進行)



学習指導要領のねらいの一層の実現の観点から
学習指導要領の一部改正 (平成15年)

児童生徒数 [推移]

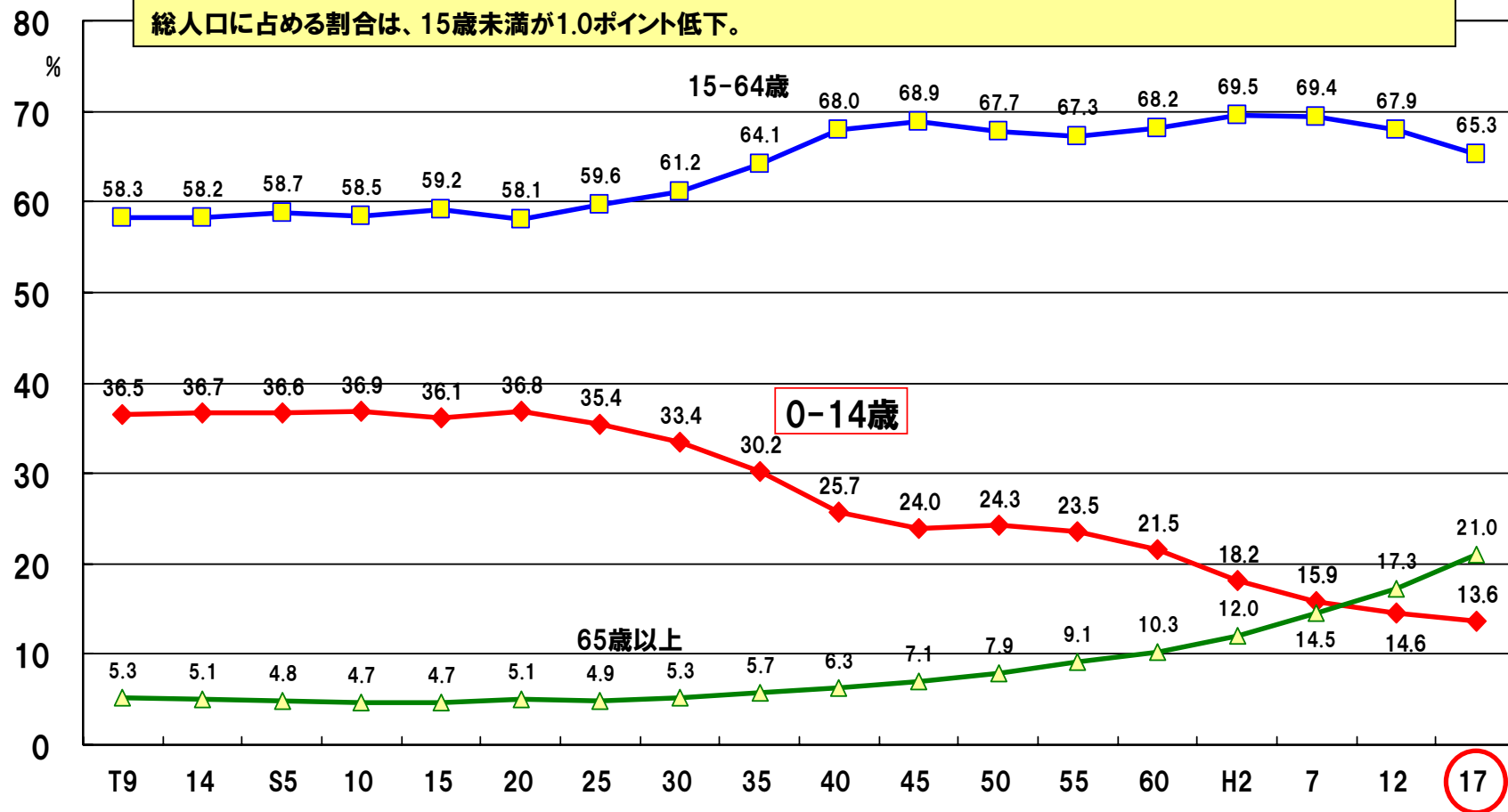


日本の人口（年齢区分別の割合の推移）

（我が国の人口構造は、少子・高齢化が進行）

平成17年の日本の人口1億2776万人のうち、15歳未満1740万人（全体の13.6%）、15～64歳8337万人（同65.3%）、65歳以上2682万人（同21.0%）。

平成12年と比べ、15歳未満107万人（5.8%）減、15～64歳285万人（3.3%）減、65歳以上481万人（21.9%）増。
総人口に占める割合は、15歳未満が1.0ポイント低下。



人口の年齢区分別割合の国際比較

日本の15歳未満人口の割合は13.6%に低下し、ブルガリア(13.8%)、イタリア(14.0%)などより低くなり、世界で最も低い水準。

一方、老年人口の割合が21.0%に達し、イタリア(20.0%)を越えて、世界で最も高い水準。

